

令和3年3月第11回亶理町議会定例会会議録（第6号）

○ 令和3年3月18日第11回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄 2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進 4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子 6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一 8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦 10番 木村 満

11番 森 義洋 12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一 14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行 16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭 18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 々 木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 14 号 令和 3 年度亶理町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 15 号 令和 3 年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 16 号 令和 3 年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 6 議案第 17 号 令和 3 年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第 18 号 令和 3 年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 19 号 令和 3 年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第 9 議案第 20 号 令和 3 年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 10 議案第 21 号 令和 3 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 22 号 令和 3 年度亶理町水道事業会計予算
- 日程第 12 議案第 23 号 令和 3 年度亶理町公共下水道事業会計予算
(以上 10 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 13 議案第 25 号 町道の路線認定について
- 日程第 14 議案第 26 号 令和 2 年度亶理町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 15 議案第 27 号 令和 2 年度亶理町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 議案第 28 号 令和 3 年度亶理町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 29 号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについて
- 日程第 18 議案第 30 号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについて
- 日程第 19 陳情第 9 号 条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入
並びに亶理町の守り手である地域建設業の受注機会
の確保に関する陳情
- 日程第 20 大震災復興支援特別委員会の最終報告
- 日程第 21 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前 10 時 00 分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、16番 熊田芳子議員、17番 鈴木邦昭議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。町長から、追加議案6件が提出されております。

第2、予算審査特別委員長から、審査報告を受理しております。

第3、総務常任委員長から、陳情審査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますから、ご了承願います。

第4、大震災復興支援特別委員長から最終報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、各常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報常任委員会から閉会中の継続調査の申出を受理しております。

第6、小野一雄議員から発言取消申出書を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

次の日程に入る前に、小野一雄議員から、3月8日の会議における発言について、会議規則第63条の規定により、不適切な発言がありましたことから、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出があります。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、小野一雄議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 令和3年第11回亙理町議会定例会追加議案の説明をさせていただきます。

本日、追加議案としてご提案申し上げます、審議賜りますのは議案6件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第25号 町道の路線認定についてにつきましては、国道6号と町道五十刈線の交差点変更に伴い、道路の起点に変更が生じることから、新たに4路線について認定をするものであります。

議案第26号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,566万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億9,816万9,000円とし、併せて繰越明許費の追加及び地方債の追加を行うものであります。

今回の補正につきましては、2月13日に発生した福島県沖地震により被災した施設等の復旧関連事業に要する経費を計上するものが主な内容であります。

それでは、歳出予算についてご説明申し上げます。

6款農林水産業費につきましては、農業振興事務経費において、さきの地震により花卉・イチゴの園芸施設など生産基盤が被害を受けたことから、復旧に係る費用の一部を支援するものであり、補助金87万5,000円を追加補正するものであります。次に、県営農地整備事業費におきましては、地震により圃場の液状化や水路ののり面滑落等の被害を受けたことから、それらの復旧に要する経費として、農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金1,151万9,000円を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、雨水幹線の補修工事に係る公共下水道事業会計への

繰入金として2,000万円を追加補正するものであります。

11款災害復旧費につきましては、農業施設災害復旧費において、地震により護岸滑落等の被害を受けた吉田導水路や木倉川排水路等の復旧に係る測量設計等業務委託料として1,076万9,000円を追加補正するものであります。次に、保健体育施設災害復旧費におきましては、鳥の海公園内の陸上競技場外周の擁壁及び多目的広場駐車場に発生したクラックや野球場外周付近の土砂流出に係る修繕料として250万円を追加補正するものであります。

歳入予算につきましては、21款町債において、農業施設災害復旧事業債690万円を追加補正するとともに、今回の補正の調整財源として、18款繰入金において財政調整基金繰入金3,876万3,000円を追加補正するものであります。

繰越明許費の追加につきましては、農業施設災害復旧事業及び保健体育施設災害復旧事業について、年度内に完成することが難しいことから、令和3年度に繰り越すための限度額をそれぞれ設定するものであります。

地方債の追加につきましては、農業施設災害復旧事業債について借入限度額の設定を行うものであります。

議案第27号 令和2年度亙理町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的支出につきましては、福島県沖地震に係る管渠調査委託料として500万円を増額し、総額を9億4,910万4,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、雨水事業に係る一般会計負担金2,000万円を増額し、総額を8億8,704万2,000円とするとともに、資本的支出につきましては、雨水幹線の補修工事費及び地震に伴う管渠補修工事費として建設改良費2,500万円を増額し、総額を16億2,188万1,000円とするものであります。

議案第28号 令和3年度亙理町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,314万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,814万7,000円とし、併せて債務負担行為を変更するものであります。

歳出予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大の影響により売上げが一定割合以上減少している事業者に対し、事業を継続するための

給付金を支給するものであり、第7款商工費において、補助金等を合わせて6,314万7,000円を追加補正するものであります。

歳入予算につきましては、今回の給付金事業の財源として、14款国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,614万7,000円を追加補正するとともに、15款県支出金において、第2期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金2,700万円を追加補正するものであります。

債務負担行為の変更につきましては、令和3年度から令和4年度までの期間としていた公共施設等照明LED化事業について、令和3年度から令和13年度までの期間に変更し、その限度額を設定するものであります。

議案第29号及び議案第30号の亙理町長老の推戴につき同意を求めることについてにつきましては、亙理町長老礼遇条例第2条の規定に基づき、森 義重氏、菊地伸悦氏の2名を推戴いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜わり原案どおり可決をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 議案第14号 令和3年度亙理町一般会計予算から

日程第12 議案第23号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算まで

（以上10件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第14号 令和3年度亙理町一般会計予算から日程第12、議案第23号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算までの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長登壇。

〔予算審査特別委員会委員長 熊 田 芳 子 君 登壇〕

予算審査特別委員会委員長（熊田芳子君） 委員会の審査報告書を読み上げまして報告いたします。

令和3年3月17日

亶理町議会

議長 佐藤 實殿

予算審査特別委員会委員長

熊田芳子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

1、付託事件。議案第14号 令和3年度亶理町一般会計予算、議案第15号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計予算、議案第16号 令和3年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第17号 令和3年度亶理町土地取得特別会計予算、議案第18号 令和3年度亶理町介護保険特別会計予算、議案第19号 令和3年度わたり温泉鳥の海特別会計予算、議案第20号 令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 令和3年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第22号 令和3年度亶理町水道事業会計予算、議案第23号 令和3年度亶理町公共下水道事業会計予算。

2、審査の経過。令和3年3月第11回亶理町議会定例会において当委員会に付託された亶理町一般会計予算外9件の審査のため、3月12日から17日までの期間において4日間委員会を開催いたしました。審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

3月12日金曜日、議案第14号 令和3年度亶理町一般会計予算、歳入全部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

3月15日月曜日、議案第14号 令和3年度亶理町一般会計予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第16号 令和3年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算審

査。

3月16日火曜日、議案第15号 令和3年度亙理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第17号 令和3年度亙理町土地取得特別会計予算審査。議案第18号 令和3年度亙理町介護保険特別会計予算審査。議案第19号 令和3年度わたり温泉鳥の海特別会計予算審査。議案第20号 令和3年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算審査。議案第21号 令和3年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第22号 令和3年度亙理町水道事業会計予算審査。議案第23号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算審査。

3月17日水曜日、現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第14号から議案第23号までの以上10件については、議長を除く17人の委員をもって4日間審議をいたしました。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第14号 令和3年度亙理町一般会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号 令和3年度亙理町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第14号 令和3年度亶理町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第15号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和3年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号 令和3年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第16号 令和3年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和3年度亶理町土地取得特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号 令和3年度亙理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第17号 令和3年度亙理町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和3年度亙理町介護保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号 令和3年度亙理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第18号 令和3年度亙理町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和3年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号 令和3年度わたり温泉鳥の海特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第19号 令和3年度わたり温泉島の海特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号 令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第20号 令和3年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和3年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号 令和3年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第21号 令和3年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度亶理町水道事業会計予算について、討論を許しま

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号 令和3年度亙理町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第22号 令和3年度亙理町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第23号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第25号 町道の路線認定について

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第25号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議案第25号について説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

議案第25号 町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

今回の町道の路線認定につきましては、避難道路として整備してきた五十刈線の供用開始を行うことに伴い、道路の位置や起終点に変更が生じることから、関連する路線についても新たに認定するものです。

下記の表に移りまして、1番目の路線番号119、路線名五十刈線、起点亙理町吉田字大沢2-10地先、終点については吉田字曾根下3-3地先で、幅員は11.5メートルから17.3メートルで、延長は2,113.9メートルとなります。

場所につきましては、2ページと3ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。丸印が起点で、矢印が終点となります。

次に、2番目の路線番号592、大畑大塚線、起点吉田字大沢50-1地先、終点については吉田字下塚7-3地先で、幅員は2.3メートルから12.2メートルで、延長は2,416.1メートルとなります。

次に、3番目の路線番号559、池田線、起点吉田字大坂1地先、終点については吉田字畑中17-2地先で、幅員は5.8メートルから14.5メートルで、延長は567.8メートルとなります。

次に、4番目の路線番号858、大沢下大畑線、起点吉田字大沢2-3地先、終点については吉田字下大畑26-1地先で、幅員は6.5メートルから12.8メートルで、延長は259.5メートルとなります。

以上で、議案第25号についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 町道の路線認定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第26号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第9号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第26号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第26号についてご説明申し上げます。

別冊でお配りの令和2年度一般会計補正予算書（第9号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第26号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度亙理町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,566万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億9,816万9,000円とする。

第2条、繰越明許費の修正です。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の修正です。地方債の追加は、「第3表 地方債補正」によるとするものであります。

今回の補正予算につきましては、先月の2月13日に発生した福島県沖地震の影響による各施設の災害復旧事業に要する経費が、その主なものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたしますので、予算書の7ページ、8ページをお開き願います。

6款1項4目細目3農業振興事務経費につきましては、さきの地震によりイチゴや花卉などのハウス施設等に被害を受けたことから、農家の復旧に要する費用の一部を助成するもので、みやぎ亙理農業協同組合に農業生産基盤復旧支援事業補助金として87万5,000円を追加補正するものです。

6目、細目9、県営農地整備事業費につきましては、こちらもさきの地震により、水路のり面の滑落のほか圃場の液状化などの被害を受けたことから、それら被災箇所の復旧に要する経費として、農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金1,151万9,000円を追加補正するものであります。

次に、8款土木費につきましては、4項2目細目3公共下水道費において、中央第12号雨水幹線における堆積土砂の撤去事業に係る公共下水道事業会計への繰出金として2,000万円を追加補正するものであります。

11款災害復旧費につきましては、初めに1項1目細目3農業施設災害復旧費ですが、地震により護岸の滑落や地盤沈下などの被害を受けた吉田導水路、木倉川排水路、吉田排水機場などの農業施設について、災害復旧するための農業用施設（排水路等）災害復旧測量設計等業務委託料1,076万9,000円を追加補正するものであります。

次に、9ページ、10ページになりますが、3項1目細目3保健体育施設災害復旧費につきましては、鳥の海公園の陸上競技場・サッカー場の擁壁及び多目的広場駐車場に多数のクラックが入ったほか、野球場の外周において土砂の流出が確認されたことから、それらの改修に係る修繕料として250万円を追加補正するものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

歳入予算につきましては、今回の補正に係る調整財源として、18款繰入金1項1目1節財政調整基金繰入金3,876万3,000円を追加補正するほか、21款町債において1項7目1節農業施設災害復旧事業債として690万円を追加補正するものです。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。4ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費補正の追加につきましては、今回の災害に係る農業施設災害復旧事業（農業用排水路等）及び保健体育施設災害復旧事業（鳥の海陸上競技場・

サッカー場等)において、今月中の事業完了が難しいことから翌年度に繰り越すための限度額をそれぞれ設定するもので、2事業を合わせまして1,326万9,000円を設定するものであります。

続きまして、第3表地方債補正になりますが、ただいまご説明いたしました21款町債の農業施設災害復旧事業債について、借入れの限度額、起債の方法、利率等について設定を行うものであります。

以上で議案第26号 令和2年度互理町一般会計補正予算(第9号)の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長(佐藤 實君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番 安藤美重子議員。

5番(安藤美重子君) 2点ほどお伺いいたします。

歳入においてなんですけれども、繰入金と町債ということになっておりますけれども、国から、県からの補助金というのはないのでしょうかということと、それから歳出のほうの災害復旧費で、鳥の海公園の陸上競技場の修繕費が入っております。町の公共施設の中で、修理を必要とするものはここしかなかったのか、これ以上発生しないのかどうかお伺いいたします。

議長(佐藤 實君) 財政課長。

財政課長(大堀俊之君) まず、歳入関係についてですが、これらについての補助金等はないのかというお話なんですけれども、災害復旧、現在この今回計上している農業関係の委託料ございますけれども、こちらについて、その補助申請のための委託料という形になりますので、こちらのほうが完了し次第、県のほうに補助申請を行う予定のものもございます。

あと、一方今回6款1項9目農地費の中の県営農地整備事業費につきましては、こちら8%町の負担になっているんですけれども、こちらが震災復興特別交付税の対象になると思われませんが、こちらについては令和3年度の精算という形で計上されるようになると思いますので、現段階では補助については見込めるものは今のところはないという形になってございます。

そして、続きまして歳出関係になりますが、今議員おっしゃるとおり、こちら今回計上したものの、一部になりますけれども、その他様々被害のほうは出てござい

ます。その中で、亘理町の公共施設関係につきましては、まず少額のものについては、前回の全員協議会の際にもちょっと報告させていただきましたけれども、規定の予算内で対応できるものについては既に対応していたり、現在対応中ということになっています。今回提案しているのが、今の段階で金額等が把握できるものと。今後、児童施設、あとは義務教育施設、そういったところにも被害が出ておりますので、そういったものは現在調査中になっておりますので、後日こちらのほうが分かり次第、順次補正予算等で対応していきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 8番の農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金1,151万9,000円、農業施設関連の生産基盤が大きく毀損された災害が、結構被害額があったというふうなことになるかと思いますが、説明では地震により圃場の液状化や水路のり面滑落等の被害というふうなことで1,151万9,000円ほどの負担金が計上されておりますが、まず第1点なんです、圃場整備されたその圃場だと思うんですけども、どの辺の地区にどれだけの面積でその被害があったのか、概算で結構です。あと、また水路のり面はどの辺の地区の水路だったのか、このまず1点お願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 圃場整備内のその被害状況でございますが、今般地震の被害でやっぱり南側、特に東側のほうで被害が大きかったというふうにはこちらでは把握しております。県から今の段階の取りまとめている状況でお話しさせていただきますと、一番大きいのは吉田東部1期地区の水路の、溝畔と言いまして水路と圃場の間のり敷きといいますか、その箇所で約3,000メートルという被害状況もございます。そのほかの水路でも200メートルですとか100メートルとかあるんですが、一番延長的に大きいのが吉田東部1期地区の水路というところがございます。そのほか、先ほどもお話ししましたとおり、今回は吉田地区の東部1期地区、2期地区、そして吉田西部地区、中部地区とも全て被害があるわけでございます、ただ一番大きいのが、先ほど言いました吉田東部1期地区の水路が一番

破損が大きい結果となっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 水路は当然水田の動脈になるわけですので、大変な被害だったと。

それで、圃場の液状化というふうなことです。その液状化になった場合、その水田としての機能というのはどういうふうに低下してしまうのかというふうなことと、あとそれを回復するためのその回復作業はというふうな作業が行われるのか、この二つお願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 圃場の液状化、今回は広範囲において被害が出ているというふうなことで、現在県のほうでその液状化した圃場の噴出物、そちらの成分検査も実施しております。内容といたしましては、酸性硫酸塩土壌という、こちらの調査しているようで、内容といたしましては水素イオンの濃度と電気伝導度、こちらの調査をしているようなんですが、おかげさまで現在調査終わっている箇所では、大きい箇所から調査しているんですが、現在このような成分は検出されていないというよい結果をいただいているところでございます。ですので、今後はその噴出物を取り除く必要がある場合は、あまりにも多い場合は取り除いて、現在のところ県から聞いている話では、その噴出物を撤去後は、単なるといたら変ですけれども、すき込んで均平を図ってほとんどの圃場は大丈夫だと、成分的には大丈夫だというふうな結果報告をいただいておりますという状況でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号 令和2年度互理町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第9号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第27号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第27号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） それでは、議案第27号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和3年2月13日に発生しました震度6弱の地震と、その後の2月15日の大雨に対応するものでございます。

補正予算（第3号）の1ページをお開きください。

第1条、令和2年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出第1款第1項営業費用8億702万2,000円に500万円を増額し、8億1,202万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入第1款第3項負担金1,747万9,000円に2,000万円を増額し、3,747万9,000円とするものでございます。

支出第1款第1項建設改良費8億7,775万円に2,500万円を増額し、9億275万円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出1款1項1目管渠費の500万円の増額につきましては、2月13日の地

震に伴う管渠調査委託料の増によるものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

資本的収入 1 款 3 項 2 目他会計負担金の2,000万円の増額につきましては、雨水事業に係る一般会計負担金の増によるものでございます。

資本的支出 1 款 1 項 2 目管渠等改良費の2,500万円の増額につきましては、2月13日の地震に伴う汚水管渠の補修工事費の増及び2月15日の大雨に伴う中央第12号雨水幹線補修工事費の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号 令和2年度互理町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和2年度互理町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第28号 令和3年度互理町一般会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第28号 令和3年度互理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

別冊でお配りの令和3年度一般会計補正予算書（第1号）をご準備の上、1ペー

ジをお開き願います。

議案第28号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度亶理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,314万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,814万7,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正です。債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるものとなります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。予算書の7ページ、8ページをお開き願います。

今回の補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げに大きな影響を受けている町内の事業者に対し、事業を継続するための支援として運転資金等に使える給付金を支給するための補正になります。

7款1項2目細目7新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第2期給付事業経費について、総額6,314万7,000円を計上するものですが、通知等のための手数料14万7,000円のほか、亶理町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第2期給付金6,300万円を追加補正するものであります。

続いて、歳入予算をご説明いたします。

前のページの5ページ、6ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、15款県支出金について追加補正をしておりますが、ただいま歳出補正予算でご説明しました新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第2期給付金に要する経費の財源として、それぞれ追加補正するもので、14款国庫支出金につきましては、2項9目2節細節21、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,614万7,000円を追加補正するほか、15款県支出金につきましては、2項8目1節細節10、第2期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金としまして2,700万円を追加補正するものであります。

なお、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1月末に成立した国の第3次補正予算関連になりますが、本町では令和3年度において1億5,492万9,000円の交付限度額が示されているところでご

ざいます。

次に、債務負担行為の補正についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の変更につきましては、公共施設等照明設備LED化事業について、期間については令和3年度から令和4年度まで、限度額については750万円と設定しておりましたが、期間を令和3年度から令和13年度に、限度額については7,500万円に変更するものでございます。こちらにつきましては、令和4年度からこの公共施設のLED化事業を進めるに当たり、長期継続契約での契約締結を前提に、当初予算においてはその動き出しのための予算の裏づけとして、令和3年度から令和4年度までの期間で750万円の限度額を設定しておりましたが、契約期間が10年間と長期間に及ぶことや、事業費見込みが7,500万円と大きいことなどから、参入業者のリスクを考慮し、10年間の債務負担行為を設定し、予算の裏づけを明確にすることで業者が参入しやすくするためのものでございます。

以上で議案第28号 令和3年度互理町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 何点かお伺いしますけれども、今回国から示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのは、この第2期新型コロナウイルス感染症対応の事業者支援に特化した補助金なんですか。

それから、全員協議会でも示されましたけれども、今回の第2期の給付金の中身を見ますと、まだ20%以上云々ということがあります。ただ、この20%の事業者の方々は、これまでも数度同じような補助金を受けております。実際に20%に達しなかった、これは私一般質問もしましたけれども、そういった方々の何か対応策というものは考えたのでしょうか。前回、たしか補正で800万円減額になっていました。そういう中で、この20%に達しなかった事業者をどのように町としては考えていたのか、その辺をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） ご質問のまず歳入の地方創生臨時交付金について回答させていた

だきますけれども、こちらにつきましては、今議員がおっしゃるように、今回計上しております給付金と、こういったものに特化した補助金ではございませんので、前回、去年も何度か補正予算組ませていただいておりますけれども、考え方はそれと全く同じで、コロナに関するもの、町民に対してそういった支援をするものということ全般に使えるものということになってございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 2点目の減収率が20%以下の事業者に対する支援をどのように考えているかということなんですけれども、まず交付金を財源としてやる事業でありますので、予算についてはその範囲内で対応しなければならないということがありますので、町のほうとしては、やはり影響の大きい方を対象として重点的に支援すべきと考えておまして、やはり一定の基準を設けて線引きをしないといけませんので、その20%という根拠については、国のセーフティーネット4号という、これは災害など、地震、台風、こういった突発的な災害で減収になっている事業者、これの資金繰りを支援する制度があるんですけれども、これに新型コロナウイルスのほうも災害ということで認定されていまして、その要件というのが20%以上の減収ということにしておりますので、やはり20%を超えると経営に支障を来しているという、こういった考え方に基づいて基準を設けてやっておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 今財政課長の説明では、特化したものではないというような説明がありましたけれども、ほかにコロナの対応策というのは、対策というのは考えられなかったのか、町としてはこれ1本でいくという、最初から決め方だったのか、その辺ですね。

それと、もしこの第2期給付金に限定して物を言うのであれば、例えば窓口に来られた事業者の方、その方は税理士さんをお願いして、いつでも私は書類を出せる状態にあった。それと、いつでも申告する時期にはもう出せる状態にあった。ところが、窓口に行ってみると、ああでもない、こうでもない、これがこうだああだ、町長も言いましたけれども、窓口大分混雑した。そういう状況があつて、

その経理の状況によって様々なケースが考えられる、なってるんだと。じゃあ、なぜ俺みたいな、その事業者がね、俺みたいなこういう税理士とか会計士にお願いして、寸分狂わぬような、真面目に出しているのに、その窓口の中であっちだ、こっちだというような、鉛筆をなめなめやって、一存が認められて、私どもの18%だからって断られるんだと。じゃあ、その人たちは何回も補助を受けているのに、私は1回も受けたことがない。これ何かおかしいんじゃないのかというような、そういうのあったわけなんです。だから、一般質問でも言いましたけれども、その辺のことを考えていただけなかったのかという、再度ですけどね、ちょっとご質問したいと思います。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 今、前段の質問で、ほかの事業は考えられなかったのかというご質問かと思うんですけども、そういったことはなくて、今も今後の事業ということで検討はしております。今後、補正予算等について、町民のコロナに対する支援としてタイムリーなものを適時補正予算を組んで実行していきたいとは考えてございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 繰り返しになりますけれども、やはり一定基準を設けて、それで事業者の方からの申請に基づいて、基準に従って判断をしておりますので、その点については、繰り返しになりますけれどもご理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今ご質問聞いていましたので、大体中身は分かったんですけども、1点だけ、全体でのこの金額に対しまして、対象となる事業者は420事業者、これが全体の金額となるのは分かるんですけども、町として加算するというような考えは検討されたのか、されていないのか、その1点だけお願いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 加算するという意味なんですけれども、今回のほかにまた加算をしてやるというご質問なんですか。その加算という。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 対象事業者420事業者、先ほどの質問もあったとおりに、限られた財源、国から来る財源に対して420事業者なわけですから、この1事業者当たり10万円、50%以上の売上げが下がってれば20万円、これは前回に比べたらいろいろ考えてくれているなどというのは理解できるんですけども、やはり1億円の売上げがあるところと1,000万円の売上げがあるところでは、20%、30%というふうな下がった金額ってかなり違いますよね、やっぱり。その部分を考えると、やはり私としては、そのほかの市町村とかも前回ありましたけれども、国から来てお金に対してまた自分のところの財源から加算して、10万円のところを20万円とか30万円とかというふうにお渡しするような形の検討はされたのかということです。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 交付金、あとは国の補助金にプラスして、町の一般財源を加算して給付をするという考えはなかったのかということなんですけれども、こちらについては基本的には国から配分された交付金、あとは県からの補助金、この範囲で支援のほうをしたいというところでございます。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） ただいまの関係でございますけれども、町の加算ということでのご質問だったかと思うんですけども、昨年に補正予算組ませていただいた段階では、予算の段階では1億円を超える金額、一般財源投入して予算を計上しております。なので、町の加算も当然見た上で、ただ実際決算になりますと、その金額は下がってきますので、その一般財源の額は圧縮はされてきますけれども、そういうものを見込んで予算は計上しているところです。

以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時20分といたします。休憩。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第29号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについて

日程第18 議案第30号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについて

（以上2件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第29号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについてから、日程第18、議案第30号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについてまでの以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第29号から議案第30号について、当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案第29号及び議案第30号の亶理町長老の推戴につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

亶理町長老につきましては、地方自治等の振興に功績があった者に対し、亶理町長老として顕彰し、礼遇することを目的として、亶理町長老礼遇条例により定められております。条例第2条の規定において、自治・産業・教育・文化・その他町勢の進展に貢献し、その功績が顕著な者を亶理町議会の同意を得て推戴するこ

とになっており、現在は3名の長老がおります。

今回は、町勢の進展に多大なるご尽力をいただきました2名の方々を新たに推戴いたしたくご提案申し上げます。

まず、お一人目は、亘理町吉田字大谷地1番地18、森 義重様でございます。生年月日は、昭和10年11月10日であり、年齢は85歳でございます。

功績概要並びに経歴等につきましては、昭和48年12月に亘理町消防団に入団以来、40年4か月の長きにわたり、本町の消防、防災活動に人生の大半をささげてこられました。特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災におきましては、自宅が被災し、家族の安否も確認できない中、自らのことは顧みず、消防団団長としていち早く役場庁舎に駆けつけ、消防団員を統率し、現場の指揮に当たり、津波により孤立した住民の救助活動に当たりました。退団後の現在も、地元の消防団員はもちろん、視察等で訪れる他市町村の団員に対しても、震災時の経験や教訓を通し、団員の育成や資質向上にご尽力をされております。そのご功績が認められ、平成27年4月には瑞宝単光章を受章されております。

続きまして、お二人目は、亘理町荒浜字御狩屋6番地、菊地伸悦様でございます。生年月日は、昭和20年4月24日、年齢は75歳でございます。

功績概要並びに経歴等につきましては、平成12年6月に漁業協同組合役員に就任以来、一貫して水産業界に身を尽くし、地元のみならず宮城県水産界全体のリーダーとして水産業の発展に尽力されました。中でも、合併が困難とされた県内漁協の合併について、将来を見据えた経営基盤の必要性を、関係機関の説得に努め、献身的な活動によって合意形成を図り、現在の県漁協の礎を築き上げられました。また、東日本大震災からの本県沿岸漁業の早期復興のため、宮城県漁業協同組合経営管理委員会委員長として、被害を受けた組合の生産基盤の早期回復と被災した漁業者の復旧・復興に尽力され、さらには国や県などに対しても震災対応に関する要望活動を積極的に展開されました。それらのご功績が認められ、令和元年5月には旭日双光章を受章されております。

2名の方々とも、町勢の発展に多大なご貢献をされ、その功績が顕著でありますので、亘理町長老として推戴いたしたくご提案申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行い

ます。

まず、議案第29号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについて、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第29号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第29号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第30号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第30号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第30号 亶理町長老の推戴につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第19 陳情第9号 条件付き一般競争入札における総合評価方式の

導入並びに亙理町の守り手である地域建設業の
受注機会の確保に関する陳情

議長（佐藤 實君） 日程第19、陳情第9号 条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入並びに亙理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保に関する陳情の件を議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、登壇。

〔総務常任委員長 熊田芳子君 登壇〕

総務常任委員長（熊田芳子君） お手元に配付の陳情審査報告書をご用意ください。

それでは、報告書を読み上げまして委員会の報告とさせていただきます。

令和3年3月17日

亙理町議会

議長 佐藤 實殿

総務常任委員会

委員長 熊田芳子

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受 理 番 号	第9号
受 理 年 月 日	令和2年8月11日
付 託 年 月 日	令和2年9月3日
件 名	条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入並びに亙理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保に関する陳情

審 査 結 果 採択とすべきもの

委員会の意見。別紙のとおり裏面をご覧ください。

令和2年9月3日開催の定例会において、本委員会に付託された「条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入並びに亙理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保に関する陳情」については、令和2年11月26日及び12月22日に担

当課である財政課から、現状の入札制度や一般競争入札における総合評価方式の導入について説明を求め、質疑・審査を行った。

その中で、町は国の指針に基づき、総合評価方式による一般競争入札を3件実施したが、東日本大震災の発生により、災害復旧や復興事業を優先すべく中断していた。

また、平成28年12月に策定された「亘理町入札制度改革」の中で、総合評価落札方式等の新たな入札方式の導入を検討していくと示されている。

令和2年12月22日の財政課の説明でも、本陳情内容を十分把握し、現在、総合評価方式導入に伴う種々の協議・検討を重ねており、今後入札監視委員会からの意見を踏まえた上で、令和3年度から総合評価方式による一般競争入札を実施していく予定であるとの説明を受けた。

については、入札制度の根幹である、公平性や透明性を担保した上で、公共工事の品質確保、地域建設業の中長期的な育成・災害対応の重要性を改めて認識し、価格のみならず、技術力や社会性などの企業力を勘案し、落札者を決定する総合評価落札方式について、早い段階で導入するべきであるとの結論に至り、当委員会は採択すべきと決しました。

なお、町に対し条件付き一般競争入札における総合評価方式を早期に導入することを本報告において強く求めるものである。

以上、報告といたします。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより陳情第9号 条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入並びに亘理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保に関する陳情の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきも

のであります。この陳情に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、陳情第9号 条件付き一般競争入札における総合評価方式の導入並びに亘理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保に関する陳情の件は採択することに決定しました。

日程第20 大震災復興支援特別委員会の最終報告

議長（佐藤 實君） 日程第20、大震災復興支援特別委員会の最終報告の件を議題といたします。

大震災復興支援特別委員会に付託中の調査事項について、委員会の最終報告を求めます。

委員長、登壇。

〔大震災復興支援特別委員長 小野 一雄君 登壇〕

大震災復興支援特別委員長（小野一雄君） 委員長の小野であります。

報告書を読み上げまして最終報告といたしますので、よろしくお願いたします。

令和3年3月17日

亘理町議会

議長 佐藤 實殿

大震災復興支援特別委員会

委員長 小野一雄

委員会調査最終報告

本委員会の調査事件について、これまでの調査結果を亘理町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

1. 調査事件 大震災復興支援に係る調査について
2. 調査経過

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本町では被災した町民の支援等と復興に当たり、議会は被災者の救援と災害からの復興に最善の努力を傾注し、

一日でも早い町民生活の安定に取り組むべきとの考えから、早期復興の総合的な支援対策に関する調査研究を行うことを目的として、平成23年5月25日開催第32回亘理町議会臨時会において大震災復興支援特別委員会を設置し、荒浜地区・吉田地区の区長との意見交換会や仮設住宅住民との懇談会を開催し、今後の復興計画に対する意見や課題などの現地調査を行った。

3. 今までの取組

平成23年6月17日に「復興計画の提言」と題し、食、農、村の復興支援プロジェクト研修会をはじめ、「集団移転について」の勉強会を開催し、「亘理町震災復興基本方針」「土地利用ゾーニング」等において、議会として「震災復興計画」に反映させるため、仮設住宅住民と議会懇談会を開催し、仮設住宅における避難生活の環境改善等に関する意見収集を行った。委員会設置から令和元年8月29日まで計30回の特別委員会を開催し、「亘理町震災復興計画」の計画期間である10年間の計画の進捗状況等を把握するとともに、議会として計画に関する意見等を執行部に提案するなど災害復興支援に関する調査、復興計画の完遂を目指し活動してきた。

4. 委員会の最終報告

特別委員会設置後9年9か月が経過し、復興事業の約9割が完了し、現在はソフト事業の完了を残すのみである。大震災復興支援特別委員会もこれまで30回開催するとともに、荒浜区長会・吉田区長会との意見交換会をはじめ仮設住宅住民との懇談会を実施し、住民からの要望を受け、町に対し本特別委員会を通し議会としての要望を提案するとともに、町から事業進捗状況等についてその都度報告を受けた。本町の震災復興計画は今年度が最終年度であり、建設関係(ハード)事業は計画の約95%が完了し、ソフト事業において被災者支援事業を残すのみである。

本町の特産品である「いちご」の復興、圃場整備事業、避難道路、鳥の海公園、復興住宅の整備等が整い、にぎわいを取り戻してきており、今後は着工済事業の早期完了と、被災者の支援を継続的に展開し、復興の基本方針1「安全」と「安心」を確保するまちづくり、基本方針2「暮らしやすさ」と「亘理らしさ」があふれるまちづくり、基本方針3「なりわい」と「にぎわい」のまちづくりの完遂を願うものである。

議会としては、町の復興のさらなる推進が図れることを切望し、大震災復興支援

特別委員会の最終報告とする。

以上であります。

議長（佐藤 實君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これをもって大震災復興支援特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で大震災復興支援特別委員会の調査は、本報告をもって終了といたします。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。（「はい、発言を求めます」の声あり）

何の件ですか。（「いや、発言を求めます」の声あり）

修正動議終わって、今発言ということはないはずですよ。（「まだ終わったという結論出てないですよ。これをもってということで、私挙手したわけ」の声あり）

この際、暫時休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

午前11時48分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年3月第11回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時49分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に
相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 熊田 芳子

署名議員 鈴木 邦昭